破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４号
福岡県大川市大字三丸1812番地１、破産手続開始決定時の住所福岡県大川市大字三丸1462番地15
破産者　岡　　正也
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
福岡県大川市大字中古賀392番地５
破産者　鈴木　　榮
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
札幌市白石区北郷４条４丁目４番３号
破産者　道下　　智
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番４―101号、開始決定時の住所北海道苫小牧市住吉町２丁目３番５―102号
破産者　岡田　恭子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５９号
埼玉県吉川市木売３丁目１番地１　戸張マンション202号、旧住所埼玉県三郷市早稲田７丁目37番地14
破産者　前田美津代
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目13番１―315号
破産者　大河　洋子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１５８８号
福岡市東区松島２丁目１番14―２号
破産者　有働　信幸
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３０７号
福岡市東区水谷２丁目19番３号
破産者　福田　哲郎
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４１６号
福岡市南区多賀２丁目９番1236号
破産者　高阪進一郎
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６号
大分県佐伯市蒲江大字猪串浦1003番地、前住所東京都港区白金１丁目11番１―104号
破産者　増尾　和也
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
福島市佐倉下字二本榎31番地　佐久間茂夫方、従前の住所福島市下鳥渡字石子９番地の１
破産者　半沢美代子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３号
福島市御山字中川原１番地の１　しのぶコーポ202、従前の住所福島市御山字長滝３番地の18
破産者　富田　孝雄
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１６８号
福島県須賀川市森宿字ヒジリ田37番地１　市営４―21号
破産者　鈴木千枝美
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１４８号
横浜市金沢区並木２丁目７番５―606号
破産者　石橋　秀人
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０９号
山梨県南アルプス市塚原1728番地
破産者　福島　紳元
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８７７号
横浜市旭区上白根１丁目５番９―943号、開始決定時の住所横浜市中区山元町１丁目37番地
破産者　小幡　格嗣
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７７号
横浜市保土ケ谷区狩場町292番地の57
破産者　松浦　　恒
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部